

明るい未来の創造に向けて！

山形県議会議員

じゅん

高橋 淳 県政報告

No.2



■発行日：2020年9月13日 山形県議会議員 高橋 淳事務所 発行
〒999-7601 鶴岡市藤島字古橋跡100-1
Tel：0235-26-8731 / Fax:0235-26-8732 / Mail: takahashi.jun.kouenkai@gmail.com

■山形県議会（県政クラブ執務室） Tel：023-630-3211（4階受付）



令和2年7月豪雨被害への緊急対応！

■令和2年山形県議会8月臨時会（令和2年7月豪雨被害への緊急対応）

新型コロナウイルス感染症について〈特集〉

■新型コロナウイルス感染症対策の検証と課題（県民の不安・疑問等へのQ&A特集）

令和2年7月豪雨被害 補正予算総額81億7,800万円

山形県の風水害被害としては過去最大！ 被害総額276億8,800万円（8/31時点）

7月27日から29日未明にかけて山形県の広範囲を襲った記録的な大雨により、被害にあわれました県民の皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早く復旧・復興が図られるようお祈り申し上げます。

そして、先の山形県議会臨時会において、令和2年7月豪雨被害への緊急対応を行うため、令和2年度山形県一般会計補正予算（第5号）において、補正予算総額8,178百万円を原案通り可決しました。

なお、被害調査により、今後の被害総額が大きく増えることが予想されます。また、災害査定等を踏まえた今後の必要経費については、山形県議会9月定例会において補正予算が提案されるものと思われます。

〈災害復旧関係〉 7,235百万円

- 土木関係施設 6,829百万円（公共土木施設の災害査定に必要な調査、測量、設計／河川の土砂撤去、流木・倒木の処理等、砂防の地滑り防止施設の緊急整備等）
- 農林関係施設 386百万円（政府の災害復旧の対象とならない農地や林道等の小規模被害復旧支援、林地の土砂流出に係る工事等）
- 社会福祉施設 13百万円（地域子育て支援拠点施設、デイサービスセンターの復旧支援）
- 県有施設 7百万円（農林大学校における野菜ほ場接続道路の復旧工事など）

〈災害救助関係〉 101百万円

- 住宅被害を受けた世帯への災害見舞金 25百万円（全壊：30万円（10万円増）、半壊20万円（10万円増）、床上浸水・一部破損：10万円（新設）／災害救助法に基づく応急救助など

〈被災者の生活再建支援〉 76百万円

- 被災住宅の復旧・修繕支援（最大150千円×500戸分）

〈政府の災害対策パッケージへの対応〉 752百万円

- なりわい再建補助金（被災企業の施設復旧経費支援）

〈安全確保に向けた取組みの強化〉 15百万円

- 防災重点ため池の保全管理に向けた資機材の整備、山地災害危険地区マップ等の配備など



「新型コロナウイルス感染症」及び「7月豪雨災害」等による地域の声を県政に！



新型コロナウイルス感染症について 〈特集〉



■新型コロナウイルス感染症対策の検証と課題(県民の不安・疑問等へのQ&A特集)

今年の初頭から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大も、はや半年以上が過ぎ、その特徴がだんだんとわかってきて、感染防止策も確立しつつあります。しかし、ワクチンが実用化するまでにはまだまだ時間がかかりそうで、この冬はワクチンなしで、徹底した感染防止策で乗り切らねばなりません。特に冬は、風邪やインフルエンザにかかる人も多くなるため、今からしっかりと対策を立てておかないと混乱を起こしてしまう可能性が高くなってしまいます。

そして、未だに多くの皆さんから不安の声などがあります。「新規感染者となると職場の方々に迷惑をかける。」「新たな感染者となった場合、周囲から注目される。世間から非難されたくない。」「子どものいじめや誹謗中傷を受ける。」「PCR検査や医療機関の費用負担などが良くわからない。」など。

本県においての「新型コロナウイルス感染症対策」を振り返り、それらの検証と課題、疑問に思っている「県民の声」を、8月31日に県議会棟(県政クラブ執務室)において、県の担当課(山形県健康福祉部(薬務・感染症対策室):福島副主幹/病院事業局(県立病院課):大江副主幹)からお話しをお聞きました。(令和2年8月31日時点/下記のQ&Aに要約)。

(注)厚生労働省のホームページからも「新型コロナウイルスに関するQ&A」について紹介されています。



〈新型コロナ第2波への体制〉

Q1. 新型コロナウイルス感染症拡大により、日本国内でのマスクや消毒液などが不足し、県内においても混乱を招いたが、県内の医療機関や福祉施設などにおいて、今後の第2波が到来した場合の対応は万全か。

A1. 検査体制、医療提供体制、医療資機材など、第1波の時と比較して、大幅に拡充しており、ほぼ万全の体制であると考えている。また、福祉施設においても、保健所との連携、他法人と補完し合う関係の構築等を進めており、万全の体制である。

〈濃厚接触者の検査〉

Q2. PCR検査とは、今回のようなウイルス感染の検査や、DNA型鑑定(遺伝子鑑定)などに使われる技術であるが、PCR検査での陽性反応確率は約70%と聞いている。また、濃厚接触者として判断されたとしても、37.5度以上の発熱や呼吸困難、倦怠感、味覚異常などがない場合は、検査を受けても陽性反応が出ないと言われているが。

A2. 感染者との濃厚接触者であったとしても、感染直後は検出されないことが多い。4、5日経過すると陽性になる確率が高くなる。

〈濃厚接触者の追跡調査・PCR検査費用〉

Q3. 濃厚接触者のPCR検査については、追跡調査をどのような形で対応されているのか。また、濃厚接触者と判断された場合、PCR検査費用は自己負担となってしまうのか。

A3. 感染の可能性の高い濃厚接触者から順にPCR検査を行う。これにより陽性者となれば、さらに外側の濃厚接触者を特定し検査する。これを繰り返し囲い込む。PCR検査は行政検査であり公費負担。ただし、初診料や他の検査(CT検査等)に係る費用は自己負担(3割)が発生します。

〈自費でのPCR検査費用等〉

Q4. 海外や感染拡大地域への出張などの理由により、自費でPCR検査を行った場合は、金額で2~3万円程度が必要と言われているが、実際にどのくらいの費用が発生するのか。県内の医療機関においても実費でPCR検査は可能か。

A4. 金額で2.5万円~3万円程度と聞いている。県内でもわずかに自由診療で検査してもらえる医療機関があるという話を聞いている。今後、少しずつ出てくると思われる。

〈抗原検査〉

Q5. 新型コロナウイルス感染症の検出方法としてはPCR検査が良く知られているが、一般のクリニックでは、その代わりとなる、迅速で簡単な「抗原検査」の利用を行っているところもある。抗原検査には、「検出感度が不足していること、ウイルスが検出できた場合でもそのウイルスが新型か従来型であるかの区別がしづらいこと。」という問題があると聞いているが。

A5. 感度が劣るのは確かであるが、感染後、特定の期間(2~9日目)であれば効

果的に検出が可能であるとされている。

〈抗体検査〉

Q6. インターネットでも新型コロナウイルス抗体検査キットが販売されているが、県としての考え方は。

A6. 抗体検査は過去に感染したかという状況しか分からない。一度感染したからといって、二度とかからないという保証もなく安心できない。個人の検査方法としてではなく、疫学的な調査に利用するものであると認識している。

〈コールセンター〉

Q7. 県では、新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの体制を7月1日より拡充したが、県内で感染症が確認された当初は、県民の不安により電話が繋がらないほどの受信があったと報告されている。その後、寒河江市、新庄市などでも新たな感染者が報告されているが、今回新設した「コロナに対して不安に思う場合」の一般相談センターなどの状況は。

A7. 県では4月から受診相談コールセンターを2回線で開設したが、当初は電話がかかり繋がらない状況から、7月以降、受診相談を2回線増設し4回線とした。加えて、一般相談コールセンターを4回線で開設した。この結果、受診相談の接続率は60%強、一般相談の接続率は97%とほぼ繋がる状況にある。



「新型コロナウイルス」相談窓口



※聴覚や言語機能に障がいがある方については、以下の方法により受付しております。

※ファクシミリ 023-625-4294

(月～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)

〈検査体制の充実〉

Q8. 県衛生研究所での検査の他、県内各地域でもPCR検査体制の充実強化を図っているが、現在の体制状況と今後の見通しについて。

A8. 6月末に、庄内保健所、置賜保健所においても検査できるよう検査機器を整備した。また、主な医療機関でも検査機器を整備してきているところ。これにより、1日当たり約300件の検査を行える体制が整っている。また、民間の検査機関への委託分を含めれば約500件の検査も可能である。今後、民間の医療機関でも検査できるよう進めていくことにより、1日当たり約1,000件の検査体制を目指している。

〈医療提供体制〉

Q9. 県内の感染症指定医療機関を中心に、重篤患者を受け入れる重点医療機関(日本海総合病院等)とそれを支援する医療機関の拡充を図っているが、現在の医療提供体制の状況と今後の見通しは。

A9. 国から示された基準を基に、本県では必要とされる病床数(180床)を上回る215床を確保している。そのうち重症患者用は25床としている。また、軽症者用の宿泊療養施設については、見込み(79人)を大きく上回る188室を確保しており、十分であると認識している。

〈軽症者用宿泊施設〉

Q10. 医療機関でのPCR検査後、陽性と判断されて無症状者等を受け入れる宿泊療養施設として、ホテルイン酒田駅前を確保しているが、今後、建物が

解体された場合、県としてはどのような対応を行っていくのか。また、それらに伴っての宿泊料金(食事代など)は医療保険適用がなされず自己負担となるのか。

A10. ホテルイン酒田駅前については9月末までの契約であることから、現在、別の施設を探しているところ。滞在に係る部屋代や食事代は、通常の入院と同様に公費での負担となっており、自己負担はありません(テレビなどは自己負担)。

〈誹謗中傷・風評被害〉

Q11. 新型コロナウイルス感染症での陽性反応により、県内においても感染者及び家族、医療従事者などへの人権や誹謗中傷・風評被害があったと聞いている。県民一人ひとりの心がけと思いやりが大切と感じているが、県としての考え方はどうか。

A11. 県でも繰り返し、誹謗中傷は行わないよう呼び掛けている。また、この問題に対し、県と市町村でサポートチームを組織し、法律や医療、教育などの専門家も含めた形で対応していくこととしている。

〈健康福祉部としての今後の取組みと考え方〉

Q12. 県民の皆様の間では、新しい生活様式の定着が進み、事業所では、業種別の感染拡大予防ガイドラインの取組みが進んでおり、今後、新型コロナへの感染予防と医療提供体制を維持しながら、社会・経済活動を段階的に回復していくことが求められているが、健康福祉部としての検証等を踏まえ、今後の取組みや考え方をお聞かせください。

A12. 第1波の時と比較し、様々なデータや経験なども充実し、また、新しい生活様式の実践により、感染拡大を防ぐことが可能となっている。これにより、社会・経済活動も回復していくであろうと思われるが、まずは、健康福祉部としては、県民の命と健康を守るための対策を引き続き進めていく。

〈人工心肺装置の台数・操作等〉

Q13. 重篤な患者の治療を行う最後の砦である人工心肺装置(エクモ)について、県内に何台が配置されているのか。併せて、エクモを操作・管理する医療技術者は十分に確保されているのか。

A13. 県立病院では中央病院に4台配置しており、新型コロナウイルス感染症の患者のほか、心臓血管外科の術後患者に使用しております。なお、県内には12台配置されている。また、エクモを使用するためには、その操作や監理に熟練した臨床工学技士が欠かせず、24時間体制で毎回データをチェックする必要があるた



め、医師や看護師も多く必要です。そのため、中央病院では継続して医療技術者に対する教育研修を実施しています。

〈後遺症〉

Q14. 新型コロナウイルス感染後も、「熱がある。眠れない。めまいがする。」など、感染症の後遺症に悩まされている人が多いなどと言われているが、それらの実態はどうか。

A14. 後遺症があるとも聞いているが、実態を把握していない。

〈基礎疾患・子どもの感染〉

Q15. 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方などについては、重篤化しやすいと言われていたが、それらの対策と考え方について。併せて、子どもが新型コロナウイルス感染症にかかってしまった場合の親の対応方法などは？

A15. そのような方については、特に感染しないようにと注意喚起している。また、子どもが感染した場合、小さい子どもだけの入院は難しいため、必要であれば親も付き添ってもらう場合もある。また、自宅で療養していただく方法もある。なお、小さい子どもが陽性で入院することになり、親が付き添いする必要が生じた場合には、付き添い分の費用についての取り決めはないことから、原則として自己負担になる(食事代など)。

〈入院することになった場合の物品準備等〉

Q16. 医療機関を受診した際に、即入院となった場合には、必要な物品(下着や化粧品、充電器等)の準備等のため、一度自宅に戻ることは可能か。

A16. 容態がかなり悪化している場合を除き、医療機関受診から、検査結果が判明するまでは、自宅での待機を要請されることになり、即入院となることはない。後日、陽性となり入院する必要が生じた場合でも、十分準備する時間はあることになる。

〈入院患者への面会対応等〉

Q17. 医療機関での感染防止や院内感染などを講じるために、入院患者への

面会対応を厳格に行っているが、それらの対応等について。

A17. 県立病院では現在、県内外の感染動向から、原則として入院されている患者さんの面会禁止の措置を講じて感染防止の徹底を図っています。面会禁止の措置により面会できなくなった入院患者さんのご家族の方の要望に対応するため、各県立病院では7月から順次タブレット等を活用したオンライン面会を開始しています。

〈病院における医療従事者の対応策〉

Q18. 新型コロナウイルス感染拡大により、医療崩壊を招かないよう適切な医療提供体制を堅持しなければならないが、医療従事者の安全と健康を守るために、職員の健康管理を含めた労働安全衛生などの対応策は。

A18. 院内感染防止への対応としては、外部から院内にウイルスが持ち込まれ、患者や医療従事者に感染させるリスクを軽減させるため、面会を禁止などの対応や感染が疑わしい患者さんについては、「新型コロナウイルス感染症外来」で診察するなどの措置をとっています。一方、

職員に対しては、手洗いの励行や、院内でのマスク着用の指導など院内の感染対策委員会を中心に、感染防止の対策を講じ万全を期しているところです。さらに職員の健康管理面では、出勤前に熱があるなど風邪の症状がある場合は出勤しない事とし、職員ひとり一人が感染拡大防止に向け率先し、適切に行動するよう指導等を徹底しています。

〈インフルエンザとの同時流行〉

Q19. 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが今冬に同時流行した場合の対応はどうか。

A19. 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行した場合、症状だけでは判断が難しく、今冬に流行することを想定してどのように対応していくか、現在検討を進めているところです。

〈病院事業局としての今後の取組みと考え方〉

Q20. 病院事業局（県立病院課）では、第1波での対応・検証等を踏まえ、今後の取組みや考え方をお聞きしたい。

A20. 県立病院としては、感染の第2波、第3波が生じた場合の備えにも取り組む一方で、新型コロナウイルス感染症以外

の診療についても可能な限り維持していくことが、県民の医療を守り支えるために重要と考えています。そのため、第1波の経験から洗い出された課題等についての対応を検討し、順次、対応を進めています（①新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行が重なることを想定した対応策、②院内感染防止対策、③医療資器材のさらなる確保、④医療人材の養成及び確保など）。

今後も、政府の方針など、また、新型コロナウイルス感染症による県民生活や経済の回復に向けての、オール山形の「新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議」などにより、インフルエンザ患者の流行期に備えて考え方や対応策が協議・検討されると思いますが、引き続き、県民の命と健康を守るための対策を引き続き進めていくとともに、県民の不安などを払拭するよう、適切な情報発信をよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

～経営を支える無利子融資制度～

新型コロナの影響により、経営に支障をきたしている県内中小企業の皆さんの声に応え、全国でも優れた政策の一つとして、山形県商工業振興資金の貸付を市町村と一体となって行っています。年1.6%の利子を県と市町村が同率の0.5%を、残りの0.6%を金融機関が支援し、更に、山形県信用保証協会の保証料につきましても、利用者の負担をゼロにして県内経済を支えています。

この取り組みについては、多くの中小企業の方々から高い評価を頂いておりますが、8月14日迄に認定された融資件数は5,800件、金額で1,540億円の融資残高となっています。

〈新型コロナ関連支援情報〉

新型コロナ関連の主な支援情報の他にも、様々な支援策（事業者・農林漁業者向け支援など）がありますので、詳しくは県ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/bosai/020072/kochibou/coronavirus/coronavirus.html>

〈お知らせ〉

※今年の3月28日に予定しておりました「2020春陽のつどい（実行委員長：太田功）」につきましては、新型コロナウイルス感染防止を考慮して、延期そして中止とさせていただきます。

また、各実行委員会で運営するグラウンドゴルフ大会などについても同様の対応を行っています。参加を予定されておられました皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。

今後は、新しい生活様式を考慮し、何が出来るのかを実行委員会の皆様と検討して参ります。

✉ 皆様からの県政に対するご意見をお待ちしております
高橋淳事務所 ☎0235-26-8731 / 📠0235-26-8732



〈令和2年度山形県議会 所属委員等〉

建設常任委員会（委員）、予算特別委員会（委員）、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（委員）
産業競争力強化・担い手確保対策特別委員会（副委員長）、山形県議会広報・広聴委員会（委員）

※県議会定例会毎に県政レポートを作成しております。右記のQRコードより高橋淳ホームページのバックナンバーをご覧ください。

